

2013年11月15日

岡山県知事 伊原木隆太 様  
岡山県教育長 竹井千庫 様  
岡山県警察本部長 小島隆雄 様

日本共産党岡山県委員会  
委員長 石井ひとみ  
日本共産党岡山県地方議員団  
日本共産党岡山県議会議員団  
団長 森脇ひさき

## 2014年度予算編成にむけた要望

県民生活の向上、地域経済の発展のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

鳴り物入りで宣伝されている安倍政権の経済対策、いわゆる「アベノミクス」は、大企業には大きな利益をもたらすものの、労働分野のさらなる規制緩和、社会保障制度の大改悪、消費税の増税、さらにはTPPなど、圧倒的多数の労働者や国民、中小・零細企業にはさらに厳しい暮らしと営業を押しつけるものです。これまでも、景気は「持ち直し」「上向き」などの報道がされているものの、庶民にはまったくその実感が持てません。

このようななか、伊原木県政は2年目に入ります。「教育再生」「産業振興」を重点施策にかかげ、「全ての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の実現を」と、これまでの「夢づくりプラン」を「生き活きプラン」へと改訂する作業もすすめておられます。

県政の目的は言うまでもなく「住民の福祉の増進を図ること」にあります。岡山県におかれましては、県民の暮らしや営業に深刻な影響を及ぼす国の悪政に対してきっぱりモノを言うていただくとともに、憲法を政治と暮らしに生かし県民生活を向上させる生きた施策、県民に実感が持てる施策を大いに展開していただきたくよう願っています。

さて、県民から寄せられた声をもとに、来年度予算編成に向けた要望をとりまとめさせていただきます。県政施策のいっそうの充実のため、来年度予算および国への提案に反映させていただきますよう要望させていただきます。

# 要 望 事 項

## 1. 知事直轄

### (1) 防災対策について

- ①自主防災の組織化、活動の持続のための支援をおこなうこと。
  - ◇いざというとき自主防災組織の力が発揮されるよう、防災訓練、地区ごとの防災マップづくり、避難所設営の模擬設営訓練等の機会を増やすため、市町村へのはたらきかけや財政支援をおこなうこと。
- ②要援護者の支援に万全を期すこと。
  - ◇自主防災組織や町内会に対し、要援護者の支援についての考え方、方法等を伝えること。
  - ◇すべての要援護者に確実に情報が伝わるよう個々に応じた対策を講じるよう徹底すること。
  - ◇被災した福祉施設等に対し、支援が届かないことのないよう万全な対策を講じておくこと。
- ③医療施設、福祉施設、児童施設、学校等、公私問わず公共的な施設の耐震化を財政支援すること。
- ④海岸、河川、ため池の耐震対策を急ぐこと。
- ⑤近年の地理的条件、気象条件等の変化を踏まえ、治水対策を抜本的に見直すこと。

### (2) 水島コンビナートの防災対策について

- ①各種災害・事故への対策、地震・液状化・津波対策等に必要な対策を、事業所が確実に実施するよう指導しきること。
- ②天然ガス国家備蓄基地の安全対策を確実なものにすること。管理責任を明確にすること。

### (3) 消防体制について

- ①「消防力の整備指針」が守れるよう消防本部や消防組合への県独自の財政支援をおこなうこと。
- ②消防の一元化はしないこと。

### (4) 出先機関における防災体制について

万が一の初動対応に遅れを生じないように、日常から必要な体制を確保すること。地域をよく知る職員を複数で常時配置すること。

### (5) 米軍機の低空飛行等について

- ①津山市での土蔵崩壊事件に対し、被害者への損害賠償が実施されるよう、県としても国に強く求めること。
- ②米軍機の低空飛行を監視するとともに、事態が生じた際には、国はもちろん、米軍に対

しても強く抗議すること。

- ③陸上自衛隊日本原駐屯地の「日米地位協定第二条四項B」にもとづく指定の取り消しを求めること。同駐屯地における日米共同訓練の中止を求めること。

#### (6) 教育に関する知事のスタンスについて

- ①知事は、教育の自主性を尊重し、教育委員会の「解体」を公言したり、教育委員会の考えに口を挟むことを慎むこと。
- ②教育内容に介入せず、保護者、教職員、住民参加の学校づくりを尊重し、財政面でしっかり支援すること。

### 2. 総合政策局

#### (1) エネルギー政策について

- ①中国電力に対し、島根原発を再稼働しないよう強く求めること。
- ②国に対し、新たな原発建設は中止し、「原発ゼロ」への転換をはかるよう強く求めること。

### 3. 総務部

#### (1) 私学助成について

- ①私学助成を増額し、父母負担のさらなる軽減をはかり、公私間格差を解消すること。

#### (2) 滞納整理について

- ①住民の命と暮らしを守ることが公務員の仕事ということを肝に銘じて職務にあたっていただきたい。
- ②差し押さえ禁止財産が振り込まれた預貯金の差し押さえをおこなわないこと。
- ③差し押さえにあたっては当人の生活実態、経営の状況等をよく調査すること。
  - ◇まずは分納等の相談に乗ること。強圧的な聞きとりはおこなわないこと。
  - ◇納付できる状況に無い場合は、換価猶予等の措置をとり、強権的な徴収はしないこと。
- ④「相談にのる」「事情をきく」と称した搜索・差し押さえはやめること。

#### (3) その他

旧新見保健所建物について、地域の活動の拠点として活用できないか検討いただきたい。

### 4. 県民生活部

#### (1) 公共交通について

- ①地方バス路線の維持、地域コミュニティバスの運行等、県民の公共交通の維持・確保について、市町村とともに県としても抜本的な対策を講じること。
- ②宇高フェリーの存続のために支援策を講じること。
- ③倉敷まきび支援学校の設立にともない、井原鉄道の吉備真備駅にエレベーターを設置すること。

- ④岡山空港を離発着する航空機の騒音調査を増やし、結果を住民に知らせること。(赤磐市、和気町、備前市)

## (2) 選挙について

すべての障害者・高齢者の参政権を保障するため、手話通訳者の配置、点字広報の発行、投票所のバリアフリー化、在宅投票の周知等、必要な対策を講じること。

## (3) DV、ストーカー被害対策について

- ①DV被害やストーカー被害を減らすため、関係機関との連携を密にすること。  
②十分な財政措置を講じること。

## 5. 環境文化部

### (1) 再生可能エネルギーの普及促進について

- ①太陽光発電、小規模風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進のため、啓発をすすめ、補助制度の拡充をはかること。

### (2) 廃棄物対策、環境保全について

- ①県外からの建設残土搬入を規制すること。  
②建設残土埋立て処分場の設置規制・設置基準を条例化し、建設残土の不法埋立てに対する監視を強化すること。  
③鷲羽山第二展望台屋外トイレのバリアフリー化、水洗化をおこなうこと。  
④瀬戸内市の錦海塩田跡地へのメガソーラー設置にあたって、環境被害が生じないように監視と適切な助言をおこなうこと。

### (3) 有害鳥獣対策について

有害鳥獣捕獲に対する補助金の交付対象期間を延長し、補助額を増やすこと。

## 6. 保健福祉部

### (1) 年金制度について

年金削減の中止と制度充実を国に求めること。

### (2) 医療費の窓口負担について

- ①高齢者の窓口負担増額中止と引き下げを国に求めること。  
②重度心身障害者医療費公費負担制度を改善すること。  
◇元の無料に戻すこと。  
◇低所得者への負担軽減策は今後も継続すること。  
◇65歳を超えた新規障害者にも拡大すること。  
◇精神障害者も助成対象にすること。  
◇内部障害3級障害者にも拡大すること。

- ③子ども医療費助成制度を充実すること。
  - ◇通院も中学卒業まで拡大すること。
  - ◇障害のある子どもについては、「18歳まで無料」にすること。
  - ◇国に、子ども医療費の無料化制度を創設するよう求めること。
  - ◇倉敷市への補助率削減をやめ、2分の1に引き上げること。
- ④ひとり親家庭の医療費を定額負担にもどすこと。

### (3) 国民健康保険制度等について

- ①国に対して国庫負担の引き上げを求めるとともに、県独自の支援金を増額すること。
- ②国保料（税）滞納者に対して、一律機械的に短期被保険者証や資格証明書を発行することのないよう市町村に助言すること。滞納者の医療機会を奪うことのないようにすること。
- ③国保の広域化に反対すること。
- ④市町村とも協力しながら保健師を増員し、地域保健活動を強めること。
- ⑤小児医療の休日・夜間診療が実施できるよう地域医療体制の充実への支援をおこなうこと。
- ⑥ドクターヘリの夜間運行を実施すること。

### (4) 介護保険制度について

- ①「軽度者」の保険外しを止めるよう国に求めること。
- ②県営住宅も活用し、低所得の高齢者が安心して暮らせる住宅の整備を急ぐこと。また、低所得者に対してサービス付き高齢者住宅への家賃補助をおこなうこと。

サービス付き高齢者住宅の建設が推進されているが低所得者には高すぎて入居できず、介護保険の見直しで特養入所の中重度者への重点化の動きともあいまって、低所得者が制度から排除される。
- ③利用料減免制度を拡充すること。
- ④介護職の絶対的な不足の原因は、やりがいがあっても低賃金なことにある。働き続けることができる賃金を保障する介護報酬にするよう国に働きかけ、県としても独自の財源措置を講じること。

### (5) 障害者福祉について

- ①「障害者自立支援法違憲訴訟」の和解にあたっての「基本合意」、「障害者権利条約」および「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」にもとづく「総合福祉法」を早期に実現するよう国に求めること。
- ②障害者の医療・福祉制度の利用は原則無料とすること。国にも求めること。
- ③65歳を過ぎた障害者であっても希望すれば継続して障害者自立支援法にもとづく制度が利用できるようにすること。国にも求めること。
- ④オージオメーターによる測定になったことで、低年齢児が特別障害者手当を受けられなくなってきたのは不当である。低年齢難聴児に対する特別障害者手当のための検査方法を見直すよう国に求めること。

- ⑤聴覚障害者が安心して行政窓口に行くことができるよう、県・市町村に手話通訳者ができる職員を配置すること。また職員の研修につとめること。
- ⑥発達障害の相談体制の強化、周知をはかること。支援に当たって関係機関間の連携がスムーズにできるようにすること。
- ⑦精神障害者が地域生活しやすくするための支援策を充実すること。
- ⑧障害者の雇用を促進するためのアドバイザーを充実すること。企業や就労支援作業所がアドバイザーを配置する際の補助制度を創設すること。

#### (6) 子育て支援について

- ①「子ども子育て新制度」の実施に当たって、公的保育制度を堅持すること。
- ②原則として認可保育所を計画的に整備し、待機児をゼロにするよう市町村を支援すること。
- ③放課後児童クラブへの県独自の補助制度を拡充すること。
- ④放課後児童クラブ指導員の身分保障のため、研修制度の確立、賃金への補助をおこなうこと。

#### (7) 生活保護行政について

- ①生活保護制度からの排除をやめ、必要とするすべての人に受給権を保障すること。
- ②保護費の引き下げに反対すること。

#### (8) ハンセン病療養所について

ハンセン病療養所の将来構想を実行するため、県としても必要な支援をおこなうこと。

#### (9) 福祉総合相談センターについて

福祉総合相談センターのうち、とくに児童相談、女性相談所の体制を強化し、学校生活や家庭生活上で生じる相談と解決のための支援をおこなうこと。

#### (10) 禁煙の徹底について

- ①健康増進法に規定された施設での全面（施設内）禁煙を徹底すること。
- ②コンビニ入口での喫煙（「商店」も健康増進法25条の対象施設）について、厚労省健康局長通知にもとづけば、コンビニ入口の灰皿は撤去させ敷地内での禁煙を指導すべきである。

### 7. 産業労働部

#### (1) ブラック企業の根絶について

若者を使い捨てにするような働かせ方について、県としても実態を把握するとともに、「ブラック企業規制法（仮称）」の制定を国に求めること。

#### (2) 最低賃金について

最低賃金を時給1000円以上にすること。

### (3) 中小企業支援について

- ①中小企業の労働者の賃金引上げができるよう、中小企業への各種支援策を創設、充実すること。
- ②中小企業と大企業が公正・公平な取引が出来るよう、国、大企業に求めるとともに、大企業への監視を強めること。

### (4) 県として

- ①育児・介護休暇の取得、仕事と子育ての両立など、公務職場で率先してとりくむこと。
- ②中小事業所がとりくむ際の支援策を設けること。
- ③教育、福祉分野で正規雇用を拡大すること。
- ④「公契約条例」を制定し、公契約時の低価格競争に歯止めをかけるとともに労働者の安全と人間らしく働く労働条件が確保される保障をつくること。

### (5) 商店街の振興について

市町村と協力し、商店街の振興策を充実すること。

## 8. 農林水産部

### (1) TPP交渉について

TPP交渉から撤退するよう国に強く求めること。

### (2) 農業政策について

- ①農産物の再生産可能な価格で価格保障をおこなうよう国に求めること。
- ②農業を産業として成り立つよう、農家の所得補償を充実するよう国に求めること。
- ③集落営農組織に参加する若者も「就農給付金」の支給対象とすること。
- ④定年退職者も、農業技術の研修や農地のあっせんなど就農のための支援策が利用できるようにすること。
- ⑤市街化地域などでの都市農業の振興へ支援をおこなうこと。

### (3) 林業政策について

- ①県産材を使用して住宅を建てる場合の助成を50万円に引き上げること。
- ②地域内の林業組合や工務店とともに県産材を生産・加工・流通させるとりくみを構築する「循環型林業」を促進するための支援策を創設すること。
- ③公共施設、福祉施設等での木造を推進するため、情報提供、技術援助ができるようにすること。
- ④ペレットストーブや木質ボイラーを普及するための補助制度を創設・充実し、啓発にもとりくむこと。
- ⑤ナラ枯れ被害等の拡大防止にも全力をあげること。

#### (4) その他

- ①農林漁業に必要な燃油について、恒久的な減税措置を実施すること。
- ②津山市食肉処理センターを県・県北市町村による一部事務組合の運営とすること。

### 9. 土木部

#### (1) 道路整備について

- ①県道整備に係る市町村負担金を廃止すること。
- ②県道の白線の引き直し、草刈等をこまめに実施すること。

#### (2) 河川整備について

- ①ふるさとの川リフレッシュ事業を継続し、充実すること。
- ②足守川河川敷（鬼ノ城橋下）にグラウンドゴルフ場整備を認めること。

#### (3) 港湾整備について

- ①津波浸水想定図等の策定に基づき、抜本的な海岸保全対策の策定を急ぐこと。
- ②東備港の高潮対策について、住民の声をよく聞いて設計、実施すること。
- ③玉野市日比港、田井港Aドルフィン、宇野港第一突堤東側の新防波堤への住民・釣り人等へのソーラス条約による過度な立ち入り制限を見直し、港をいっそう県民に開放すること。
- ④錦海塩田跡地の堤防について、国・県による管理あるいは支援をおこなうこと。
- ⑤笠岡市の高島港（笠岡市管理の港）について、堤防および防波堤建設への支援をおこなうこと。

高島港は、船や港を守るための防災対策としての堤防がない。東方の風が吹く台風時には、生活の糧であり、交通手段でもある船を神島港に避難させているが、この時、地元を守る人出がなくなるという事態がおこる。これまで市からも要望しているが、東南海地震を想定すれば、なおのこと堤防や防波堤（一文字堤）が必要と考える。

#### (4) 住宅整備について

- ①障害者、高齢者が生活しやすいバリアフリーの県営住宅を整備すること。
- ②中庄団地の廊下や駐輪場の過度の照明の改善すること。
- ③県営団地内の照明を計画的にLEDに変更すること。

#### (5) 倉敷駅周辺連続立体交差事業は中止すること。

事業の前提になっている区画整理事業が大きく進展する見通しは未だたっていないし、事業をおこなうには莫大な経費を必要とする。当初計画の地下道路の整備をすすめ、住民の知恵を集めた駅周辺の街づくりが進むようにするべきである。

### 10. 教育委員会

#### (1) 教育体制の整備等について

- ①定数内講師の配置（定数くずし）をやめ、正規の教職員を増やすこと。

- ②30人学級を推進すること。
- ③養護教諭（保健室の先生）を複数で配置すること（特に大規模校）。
- ④栄養教諭を増員すること。
- ⑤岡山市に対しても、小1グッドスタート事業、カウンセラー配置、スクール・ソーシャルワーカー配置の予算をつけること。
- ⑥児童相談所、女性相談所など専門機関とも早期に連携できる体制を構築すること。
- ⑦津山への中高一貫校の計画を中止すること。
- ⑧教員評価制度およびその賃金リンクは中止すること。
- ⑨「日の丸・君が代」の強制をしないこと。
- ⑩侵略戦争を美化する教科書の採択はしないこと。

## （2）特別支援教育等について

- ①特別支援学級は、市町村教育委員会の判断で柔軟に設置ができるよう、市町村教委の求めに応じた教員配置をおこなうこと。また、学級編成についても、児童生徒8人に教員1人に固執するのではなく、知的学級は5人に1人、自閉症・情緒学級は3人に1人など、児童生徒の実態に応じて教員を配置すること。
- ②小中学校の通級指導教室の増設・充実するとともに、高校にも拡大すること。
- ③条件のある障害児（生徒）が普通学校でも学べるよう、たとえばエレベーターの設置、手話通訳者の配置等、各種支援・整備をおこなうこと。
- ④聾学校に幼稚部を設置すること。
- ⑤倉敷まきび支援学校のスクールバスの添乗員を複数にすること。
- ⑥発達障害児への十分な支援ができるよう、教員および支援員を増やすこと。

## （3）学力テストについて

- ①全国学力テストに参加しないこと。
- ②県独自のいっせい学力テストを中止すること。テスト結果の市町村ごと公表を中止すること。

## （4）その他

- ①高校授業料無償化の継続を国に求めること。
- ②給付制奨学金の創設を国に求めること。

以上